

都内中小企業のための 外部専門家による技術支援 (受託技術支援)

お客様の事業に係る製品・技術開発等において、都産技研職員と外部専門家が連携した支援を実施します。

[Web 中小企業の定義](#)

(ページ後半に記載)

利用対象: 東京都内に事業所を有する中小企業
ご利用回数の制限はありません。



来所(都産技研本部または支所)／オンライン

都産技研職員および外部専門家が対応します。

出張による支援

都産技研職員および外部専門家が製造拠点などに出張して支援を行います。

[Web ご利用約款](#)

実施場所の範囲: 東京都内(日帰り可能な範囲※1)

※1 詳細はご利用約款をご参照ください



ご利用料金

ご相談内容に応じて、技術支援に要する費用※2
および必要経費※3を積算した上で提示いたします。

※2 外部専門家および都産技研職員の人件費など

※3 外部専門家および都産技研職員の交通費、事務処理費など

[Web](#)

お問い合わせ

(総合支援窓口)



お問い合わせいただいた内容によっては対応できかねる場合があります。
なお、申込(受付日)から実施日までに3～4週間程度お時間を要しますことを予めご了承ください。



受託技術支援とは

■ 支援の概要

都産技研は、製品・技術開発等に関するお客様の事業に対し、保有する複数の技術を組み合わせて柔軟な支援を行います。三次元造形機を用いた試作品の設計・造形や、海外展開に向けた海外法規制への適合など、技術相談・依頼試験・機器利用では対応が難しい内容に活用できます。

■ 出張による支援

都産技研職員がお客様の製造拠点等へ出張して支援することも可能です。ただし、出張による支援は以下の場合に限られます。

- ・ 東京都内に事業所を有する中小企業（個人事業主を含む）
- ・ 東京都内での創業を予定する個人（※当該事案の決裁権者が認めた場合のみ）
- ・ 東京都および東京都政策連携団体等

■ 外部専門家による支援

都産技研職員だけでは十分な支援が難しい場合、外部専門家による技術アドバイスが可能な技術分野もあります。
外部専門家による支援は以下の条件に限られます。

- ・ 東京都内に事業所を有する中小企業（個人事業主を含む）
- ・ 出張範囲は東京都内のみ

[Web](#)
[受託技術支援とは](#)



申込からご利用までの流れ

■ お問い合わせ

[Web](#)

受託技術支援をご希望の方は、[総合支援窓口](#)にお問い合わせください。
メールでのお問い合わせの場合はご相談件名に「**受託技術支援**」とご記載ください

■ 相談内容の確認・費用のご案内

担当職員が相談内容を確認し、適切な外部専門家とご利用料金をご案内します。

■ 申込・承諾

「受託技術支援申込書および承諾書」にご署名をいただきます。

■ 実施日の調整

申込書および承諾書の受領後、実施日（相談日時）を調整します。
実施日は、原則として書類受領から 3～4週間後 となります。

■ お支払い

受託技術支援の費用は、原則として履行前（実施報告書発行前）のお支払いとなります。

■ 技術支援の実施

来所：都産技研 ／オンライン：Microsoft Teams ／出張支援：東京都内かつ日帰り可能な範囲
必要に応じて、お客様と外部専門家との間で秘密保持契約を締結いただくことが可能です。

■ 実施報告書発行

受託技術支援実施後に実施報告書を発行します。
なお、実施報告書は、受託技術支援を実施した事実を証明するものであり、
都産技研職員および外部専門家による具体的な支援内容を記載するものではありません。